

## 移動式クレーンの吊り荷走行について

移動式クレーンの荷を吊ったままの走行は、昭和50年4月1日の行政通達（基発第218号第2-4-(3)-へ）により禁止されているが、指導機関の見解では、クレーン規則第64条の二「設計の基準とされた負荷条件」で、「事業者は、移動式クレーンを使用するときは、当該移動式クレーンの構造部分を構成する鋼材等の変形、基準とされた負荷条件に留意するものとする」とあり、製造メーカーの設計仕様によるとの回答であった。さらに、クレーン規則第55条「製造検査」では、荷重試験として定格荷重の1.25倍に相当する荷重の荷を吊って走行等の作動試験を行うこと、としており、このことは、移動式クレーンの吊り荷走行を想定したものとも言える。

そこで、某メーカーに問い合わせたところ、以下の回答であった。

タイヤ式、クローラ式に拘わらず、通達どうり原則禁止であるが、作業の性格上、やむを得ず行う場合は、

- ① ブーム長さを、当該機械仕様の2分の1以下にすること
- ② 走行姿勢の吊り上げ性能は当該機械の定格総荷重の3分の1以下にすること
- ③ 吊り荷が万一振れても、巻き上げワイヤーロープの揚程の振れで3度以内になるようにすること
- ④ クローラは前方吊り姿勢とすること
- ⑤ 吊り荷の巻上げ量を地面から30cm以下とすること
- ⑥ 誘導者を配置すること
- ⑦ 走行中は、巻き上げ、旋回、ブーム起伏をしないこと
- ⑧ 方向転換は、吊り荷を一旦、地面に下ろしてから行うこと

ということである。

以上の①から⑧は、規則第64条の二によるものと思われる。しかし、いづれにしても、クレーン規則上は吊り荷走行についてとくに、規定していないが、通達どうり原則禁止にすることが、災害防止上望ましい思う。